

防災

安全で災害に強い 地域づくりを目指して

市では(財)自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業の助成で行うコミュニティ助成事業の地域防災組織育成助成事業(女性消防隊)により、軽可搬消防ポンプと折りたたみ式リヤカーを、厚田区の望来第一自主防災組織と浜益区の毘砂別自主防災組織に配備しました。

問合せ 総務課危機管理担当
☎72・3190



▲望来第一自主防災組織



◀毘砂別自主防災組織

定期普通救命講習会

心肺蘇生法や異物除去、訓練用AEDを用いた講習会です。

受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします。

対象 中学生以上の市民または

市内勤務者

日時 1月20日(日)9時～12時

持ち物 筆記用具

費用 無料

申込方法 事前に電話申

込 ※当日

受付不可

場所・申込・

問合せ 石

狩消防署警

備課 花川北

1・1 ☎74・7024



災害時支援協定

現在策定を進める厚田地区の防災計画において、望来・古譚地区の避難所を、戸田記念墓地公園と(株)新厚商事の社屋の一部に変更するため、戸田記念墓地公園事務局と「大規模地震等の災害時における創価学会戸田記念墓地公園施設の一時避難所使用に関する申し合わせ事項確認書」(株)新厚商事と「災害時等における収容避難所等施設の利用及び防災備蓄品等の保管場所の提供に関する協定」を11月22日(木)に締結しました。

問合せ 総務課危機管理担当

☎72・3190

保険・年金

公的年金等の源泉徴収票 が送付されます

平成24年中に厚生年金保険、国民年金の老齢を支給事由とする年金を受けた方に、支払われた年金額や源泉徴収された所得税額、年金から特別徴収された社会保険料の金額などを記載した「平成24年分公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬に日本年

①「石狩市都市マスタープラン」 「石狩市水とみどりの基本計画」の中間見直し

ともに平成32年を目標年として平成13年に策定されましたが、前半10年を経過し、適切に計画が推進できるよう見直しを行います。

【問合せ】建設指導課 ☎72-3162 【募集期限】1/21(月)

②石狩市地域防災計画・石狩市水防計画の改訂

この計画は、災害対策基本法に基づき、地域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等に必要な事項を定めたものです。このたび、東日本大震災や社会情勢の変化などから根本的に見直し、有識者の委員長ほか、町内会・自治会や企業、関係団体から19人の委員が改訂検討委員会で策定を進めています。

※策定中の「地区防災計画」との調整も必要であり、原案が修正される場合があります

【問合せ】総務課危機管理担当 ☎72-3190 【募集期限】1/25(金)

③石狩市水道事業中期経営計画の策定

石狩市水道ビジョンの基本理念である「市民のための水道(市民の安心と豊かな生活を次代へ持続させる水道)」を実現させるため、平成25～28年度における経営の取り組みや、財政収支の見通しなどを明らかにする目的で策定しています。

【問合せ】水道室業務課 ☎72-3224 【募集期限】1/31(木)

共通事項

①の詳細は、市HP、建設指導課、各支所地域振興課にある資料を、
②③の詳細は、市HP、あい・ボード、市役所1階情報公開コーナー、市民図書館、担当課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください。

【意見の提出方法】氏名・住所・連絡先を明記の上、文書持参・郵送・ファクス・Eメール・音声ファイル、録音テープのいずれかで提出。

【意見の検討結果】2月中旬に公表予定

【意見の提出先】〒061-3292 協働推進・市民の声を聴く課

☎72-3153 ☎72-3199 ✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

そのほか

北海道消費生活モニター

平成25年度の消費生活モニ

金機構から送付されます。

確定申告の際に添付書類として必要です。大切に保管してください。

問合せ ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165(共済年金の場合は各共済組合へ)

募集人数

若干名(応募多数時選考)

応募資格

原則として1年間、転居の予定がなく、継続してモニター活動を行うことができる方

応募方法 はがきに住所、氏名

ターを募集します。

職務内容 物価調査(月1回)、商品・サービスの表示等についての調査(年4回程度)、アンケート調査(年1回程度)など

任期 4月1日～平成26年3月31日

募集人数 若干名(応募多数時選考)

応募資格

原則として1年間、転居の予定がなく、継続してモニター活動を行うことができる方

応募資格

原則として1年間、転居の予定がなく、継続してモニター活動を行うことができる方

応募方法 はがきに住所、氏名

厚田区の1月の行事

問合せ……厚田支所地域振興課 ☎78-2012

- 7日(月) 転倒予防事後教室(21日も)
厚田保健センター 9:45~11:45
- 14日(月曜) 断酒会
厚田総合センター 18:30~20:30
- 16日(水) いきいきリハビリ望の会
望来コミセン(みなくる) 10:15~14:15
- 17日(木) 乳幼児健診・3歳児健診
厚田保健センター 13:30~14:30
- 23日(水) いきいきリハビリ虹の会
虹が原会館 10:30~14:30
- 30日(水) いきいきリハビリ厚田
厚田保健センター 10:00~14:00

浜益区の1月の行事

問合せ……浜益支所地域振興課 ☎79-2111

- 8日(火) リハビリ教室(25日浜益コミセンも)
浜益支所 10:30~14:30
- 9日(水) はつらつ運動教室(16・23・30日も)
浜益コミセン(きらり) 13:30~15:30
- 11日(金) 生きがいづくり学園「冬の遊び場」
浜益コミセン(きらり) 10:30~14:00
- 17日(木) 悠々サロン(31日も)
浜益支所 13:00~16:00
- 23日(水) 放課後子ども教室
浜益小学校 14:30~15:50

おむつ使用証明書に
代わる書類の交付

寝たきりの状態で、治療上おむつの使用が必要な方のおむつ代は税申告の医療費控除の対象となり、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。次の①③全てに該当する方は市発行

(ふりがな)、4月1日現在の年齢、電話番号、職業(本人と世帯主)、世帯人数を記入し郵送
応募締切 2月12日(火)必着
そのほか 若干の謝礼がある見込みです
応募・問合せ 市民生活課
(1)061-3292 花川北6条1丁目30・2 ☎72・31191

障害者控除対象者
認定書の交付

介護認定を受けており、次の全ての要件に該当する方は、税申告の障害者控除対象となる場

の書類で代用できますので、事前にお問い合わせください。
①介護保険法の要介護認定者
②おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方
③おむつを使用した当該年に作成された主治医意見書から、寝たきりの状態にあることおよび尿失禁の発生の可能性があることが確認できる方
問合せ 高齢者支援課
☎72・6121

第71回
3級販売士検定試験

日程 2月20日(水)

合があります。控除の申請には障害者控除対象者認定書の交付を受ける必要がありますので、該当すると思われる方は、事前にお問い合わせください。
①65歳以上である方
②要介護認定の有効期間が平成24年12月31日時点で継続している方
③控除を受ける世帯が課税世帯である方
④身体障害者手帳の交付を受けていない方
問合せ 高齢者支援課
☎72・6121

市民の声を活かす条例 審議会のうごき

●11月の審議会等開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
8	水道事業運営委員会(業務課)	水道料金の改定について	公開	0
8	都市計画審議会(建設指導課)	「石狩市都市マスタープラン」及び「石狩市水とみどりの基本計画」の中間見直しに係る原案の事前説明	公開	0
9	地域密着型サービス運営委員会(高齢者支援課)	地域密着型サービスの状況について	公開	1
12	地域公共交通会議(市民生活課)	平成23年度石狩市自家用有償旅客運送実績について	公開	0
12	浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課)	平成25年度地域自治区振興事業について	公開	0
26	社会教育委員の会議(社会教育課)	石狩市の社会教育の課題について	公開	0
27	厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	地域振興事業の取り組みについて	公開	1
27	障害者自立支援認定審査会(障がい支援課)	障害者自立支援法に基づく介護給付申請者の障害程度区分の審査	非公開	—
28	男女共同参画推進委員会(協働推進・市民の声を聴く課)	平成25年度重点的に取り組む視点について	公開	0
29	環境審議会(環境室環境課)	石狩市海浜植物等保護条例に基づく弁天・親船地区の指定について(諮問)	公開	2
29	介護認定審査会(高齢者支援課)	要介護認定の審査、判定(11月中7回開催)	非公開	—

問合せ 協働推進・市民の声を聴く課 ☎72-3153

第133回日本商工会議所
簿記検定試験

場所 石狩商工会館(花川北6・1)
受験料 4千円
申込締切 1月28日(月)
申込・問合せ 石狩商工会議所
総務課 ☎72・2111
日程 2月24日(日)
場所 石狩商工会館(花川北6・1)
受験料 2級4500円、3級2500円
申込方法 身分証明書を持参し、石狩商工会議所で申し込み
申込締切 1月25日(金)
申込・問合せ 石狩商工会議所
総務課 ☎72・2111

石綿による疾病について

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付等の支給対象となる可能性があります。最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
問合せ 北海道労働局
☎011・709・2311